

藤枝市と学校法人静岡理工科大学との 包括連携に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と学校法人静岡理工科大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら幅広い分野で相互に協力し、相互の発展並びに持続力ある地域社会の発展、人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携及び協力するものとする。

- （1）まちづくり、地域の活性化に関する事項
- （2）地域産業の振興に関する事項
- （3）人材育成に関する事項
- （4）教育・文化の振興に関する事項
- （5）情報化の推進に関する事項
- （6）国際交流の推進、多文化共生に関する事項
- （7）地域社会における新たな価値創造に関する事項
- （8）その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること

2 前項各号に定める連携事項の具体的事業の企画・実施にあたっては、個別に甲乙協議し、別途定めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から特段の申出がないときは、有効期間は自動的に3年間延長させるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、変更の必要が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和2年3月9日

（甲）藤枝市
市長

北村正平

（乙）学校法人静岡理工科大学
理事長

橋本新平